

亀山市告示第116号

亀山市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用に係る助成金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用に係る助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、特別支援学校等の臨時休業に伴い、当該特別支援学校等に通う児童について、自宅で1人で過ごすことができず、かつ、その保護者が仕事を休めないことから、放課後等デイサービスを新たに利用し、又はその利用が増加した児童の保護者に対し、これに要した費用の一部を助成することにより、その経済的な負担の軽減を図るとともに、児童福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「臨時休業」とは、令和2年2月27日に国から示された小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校への一斉臨時休業を受けて行われた臨時休業をいう。

2 この告示において「児童」とは、市が障害児通所支援給付費の支給決定（以下「支給決定」という。）を行った児童をいう。

(助成金の名称)

第3条 この告示により交付する助成金の名称は、亀山市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用に係る助成金（以下「助成金」という。）という。

(助成金の交付対象者)

第4条 助成金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、臨時休業に伴い放課後等デイサービスを新たに利用し、又は利用が増

加した児童の保護者（当該利用により新たな利用料が生じ、又は利用料が増加した者に限る。）とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる金額の総額に相当する額とする。

- （1）臨時休業に伴い新たに支給決定を受けた児童が放課後等デイサービスを利用した場合に、対象者がサービス提供事業所に対して利用料（実費負担を除く。以下同じ）を支払った金額
- （2）臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童のうち、臨時休業に伴い当初の利用予定日数より多くのサービスを利用したと市長が認めた児童について、利用の増加に伴い、対象者がサービス提供事業者に対し支払った利用料総額のうちサービス増加分報酬差額に係る金額
- （3）臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童のうち、放課後等デイサービスの基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休業日単価に切り替わることにより、対象者がサービス提供事業者に対し支払った利用料総額のうち休業日切替分報酬差額に係る金額
- （4）臨時休業に伴って、営業時間前の支援時間が増加した児童のうち、当該営業時間前の支援により算定した児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第3の10に定める延長支援加算（以下「延長支援加算」という。）の算定単位数が臨時休業開始前より増加したと市長が認めた児童について、対象者がサービス提供事業者に対し支払った利用料総額のうち延長支援加算に係る金額

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、亀山市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用に係る助成金交付申請書（別記様式）に領収書

及びサービス提供事業所が作成した切り分け補助シートを添付して市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者が指定する口座に助成金を振り込むものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

年 月 日

亀山市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用に係る助成金交付申請書

亀山市長 宛て

住所

氏名

私は、特別支援学校等の臨時休業に伴い放課後等デイサービスを新たに利用し、又はその利用が増加しましたので、亀山市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用に係る助成金を交付されたく、必要な書類を添えて申請します。

記

1 申請額 円

2 口座振込先

		銀行・信用金庫 農協・漁協	支店
口座番号	普通・当座		
(フリガナ) 口座名義			

3 添付書類

- (1) 領収証
- (2) 切り分け補助シート（事業所作成）